

子どもに対する戦争を止める 2020 : ジェンダーと紛争 Stop the War on Children 2020: Gender matters 概要 (日本語)

「ISIS が街を占拠してから、戦闘が激しくなりました。紛争を経験したから、実際の年齢よりもずっと年を重ねているように感じます。まだ16歳なのに、すでにおばあさんになったような気がします。」

サファーさん, 16歳 (シリア)

子どもに対する戦争

「子どもに対する戦争を止める」シリーズの3つ目となるこの報告書では、紛争地域に住む子どもたちの安全と健やかな成長 (Well-being) が大きく脅かされていることが明らかになっています。2018年には、子どもに対する深刻な人権侵害の立証事例件数は、過去最高に達しました。

- 世界中で、4億1,500万人の子どもたちが紛争地域に住んでいます。このうち、1億4,900万人の子どもたちが、紛争に関連する年間死者数が1,000人を超える高強度の紛争地域に住んでいます。
- 紛争地域に住んでいる子どもの数が最も多いのは、アフリカ地域で、その数は1億7,000万人にのぼります。一方、割合的に最も高いのは、中東地域で、この地域の3分の1の子どもたちが紛争地域で暮らしています。
- 紛争は、子どもに対してますます大きな脅威となっています。2010年以降、紛争地域に住む子どもの数は34%増加していますが、子どもに対する深刻な人権侵害の立証事例件数は170%も増加しました。
- 人道支援の策定や平和の構築と維持に様々な形で子どもたちが参加しているにも関わらず、彼らの声は軽視されがちです。子どもたちの潜在能力は十分に認識されず、またその能力を引き出すための十分な資金提供も行われていません。

女子、男子、そして紛争

上記の統計データを踏まえて、この報告書では、紛争が男女別にどのような影響を与えるのかを、深刻な人権侵害の立証事例をジェンダーに基づいて分析することで掘り下げています。この分析によって、以下のことが明らかになりました。

- 女子は、児童婚・早婚・強制結婚を含む性暴力やその他のジェンダーに基づく暴力の被害者になってしまうリスクが非常に高くなっています。一方、男子は、殺害や重傷、誘拐、軍隊への勧誘のリスクが女子に比べて非常に高くなっています。
- 紛争に対するジェンダー化された理解が根深い男女の社会的役割の考え方と相まって、男子の方が被害者となりやすい公共の場での暴力にばかり焦点が充てられるようになっています。このような目につきやすい場での人権侵害は、私的な空間での侵害よりも気づかれやすく、立証もされやすいのです。一方で、女子がいる可能性の高い空間での残虐行為は、周りに気づかれにくく、無視されることも多くなっています。そのため、性暴力や、女子や多様なジェンダー・アイデンティティの

子どもへの残虐行為の中には、報告されないままになり、見えなくなってしまうものが数多く存在します。

- 紛争地域へのアクセスの悪さやセキュリティ上の懸念、暴力行為がセンシティブな事柄であることなど、暴力の適正な監視、報告、立証を妨げている要素は数多くあります。そのため、報告されている子どもに対する暴力の件数は実際よりも低くなっています。また、男子への性暴力や女子の軍隊への勧誘・軍隊での利用など、ジェンダー上起こらないと思われがちな暴力が存在することも、報告件数の少なさに繋がっています。
- 子どもの権利の侵害事例の報告メカニズム上、たとえ細分化されたとしても、男子・女子の2つのカテゴリーに分けられるだけであるため、多様なジェンダー・アイデンティティの子どもの権利の侵害について理解し、それぞれのニーズに対応するのは非常に困難です。そのため、あらゆるジェンダー・アイデンティティの子どもの権利侵害の経験や、その影響を総体的に把握することはできていません。

今すぐ行動を

私たちは、国際社会、各国政府、武装グループをはじめとするあらゆる主要なステークホルダーに、紛争下の子どもたちをより確実に守るために、さらに尽力するよう求めます。これまでの「子どもに対する戦争を止める」の報告書でも主張してきたように、私たちは、各国政府に以下の3つの分野で行動をおこすことを求めます。

- 紛争下における国際的な行動基準を守ること
- 暴力の加害者に対し、アカウントビリティ¹を果たさせること
- 子どもを保護し、紛争の影響からの回復を支援するための具体的な行動をおこすこと

さらに、男子、女子、そして多様なジェンダー・アイデンティティや様々な年齢の子どもたちの個別のニーズに対応するために、各国政府や人道支援団体は、紛争下の子どもたちを守る活動を行う際に、子どもたちのジェンダーや年齢による違いを十分に考慮しなければなりません。私たちは、各国政府と人道支援団体に、以下のことを求めます。

1. 子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表の活動を経済面と外交面でサポートし、国連決議に基づくモニタリングと報告のメカニズムを通じて行われるデータ収集が、可能な限り性別ごとに分けられて行われるようにする。さらに、6つの重大な権利侵害²がジェンダーごとにもたらす影響に的確に対応したアクション・プランが作成できるよう、同特別代表の活動を、紛争下で

¹ アカウントビリティ：「説明責任」と訳されることが多いですが、ここでは本来の意味である「説明する責任のみならず、結果生じた事象に対する責任をとること」を指しているため、そのままカタカナで表記しています。

² 2005年、紛争下における「6つの形態の子どもの権利の重大な侵害行為」を監視し報告する仕組みと、作業部会の設置を求める安保理決議1612号が、国連安全保障理事会により決議されました。6つの重大な権利侵害とは、①子どもの殺害と傷害行為、②子どもの軍への徴兵と利用、③子どもに対する性的暴力、④子どもの誘拐、⑤学校や病院に対する攻撃、⑥子どもに対する人道支援のアクセスの拒否、を指します。

活動する全てのアクターとともにサポートする。さらに、各国政府や人道支援団体は、紛争が男子、女子、そして様々な性的志向やジェンダー・アイデンティティの子どもたちに与えるより広い範囲の影響を具体的に把握し、それらに対応した戦略の作成・資金の提供・実施をしていかなければならない。これは、6つの重大な権利侵害だけに限らず、女子が被害を受けやすい私的空間での権利侵害をはじめとする、紛争下のあらゆる子どもの権利の侵害行為についても行われるべきである。

2. 人道支援全体への資金拠出における子ども保護のための資金の割合を、0.5%から4%に増やし、複数年度の拠出とする。特に、人道支援活動において、ジェンダー平等、女子のエンパワーメント、性的暴力・ジェンダーに基づく暴力撤廃を主流化し、それらに重点を置いた活動への資金拠出を大幅に増大させる。
3. 支援活動やプログラムに、子どもたちの意味のある参画がなされるよう心がけ、可能であれば支援対象者を年齢、性別、障害ごとに分け、活動の内容をそれぞれのニーズに合わせる。

詳細な提言については、報告書本文（英語）40～42ページをご参照ください。



「まだすべてを覚えています。だから悲しみが消えないのです。」と8歳のダイアナさんは話しています。ダイアナさんの家族は、家を爆撃されました。彼女の両親は、残ったものをすべて売り払って、ただちに避難することにしました。避難は、長く危険なものでした。家族がばらばらになり、路上での生活を余儀なくされたこともありました。現在、彼女は、イラクのダフークにある難民キャンプで暮らしています。